

長岡西陵スポーツクラブ 諸経費細則

(目的)

第1条

この細則は、長岡西陵スポーツクラブ会則（以下、「会則」という。）の規定に基づき、会員が支払う諸経費について、必要な事項を定めることを目的とする。

(月会費)

第2条

1 会員が支払う月会費は別表1のとおりとする。ただし、クラブと会員とが合意した場合はこの限りでない。

2 各月の月会費は、利用月の初日以降に請求する。納入期日は、請求日から起算して10日後以降の日であって、請求時に通知した日とする。ただし、クラブと会員とが合意した場合はこの限りでない。

(年会費)

第3条

1 会員は、前条で定める月会費のほか、別表2のとおり年会費を支払う。

2 年会費は4月分の月会費の納入日と同日に支払うものとする。なお、5月1日から翌3月31日の間に入会した会員の年会費は、初回の月会費の納入日と同日に支払うものとする。

(その他の費用)

第4条

本クラブは、クラブの活動に必要なその他の費用について、事前に会員から同意を得ることで、随時徴収することができる。なお、その他の費用の納入方法および時期については、都度決定し、会員へ通知するものとする。

(年間標準利用可能回数)

第5条

会則第5条第8号の規定に基づく年間標準利用可能回数は別表3のとおりとする。

(月会費減免制度)

第6条

1 会員の紹介により、本クラブに入会した者がいた場合、紹介した会員および

入会した会員ともに、入会した会員の利用開始日が属する月の月会費を免除する。

2 生計を一にする会員は、ともに月会費を 1,000 円割り引く。ただし、月会費が 5,000 円未満の会員については、月会費を 500 円割り引く。

3 ひとり親世帯の会員は、月会費を 1,000 円割り引く。ただし、月会費が 5,000 円未満の会員については、月会費を 500 円割り引く。なお、ひとり親世帯とは、児童扶養手当受給者のいる世帯をいう。

4 1号から3号の減免制度は重複して適用せず、最も月会費が少なくなる制度を適用するものとする。

5 このほか、本クラブと会員が合意することにより、月会費を含む諸経費を減免することができる。

別表 1

会員種別	学年	金額
こども運動教室 “プレスポ”	年少児～小学1年生	4,500 円
サッカースクール	年少児～小学1年生	4,500 円
	小学2年生～6年生	5,500 円
算数教室	小学2年生～3年生	4,000 円
	小学4年生～6年生	6,000 円
スポーツスクール・算数教室併用（合計額）	小学2年生～3年生	7,500 円
	小学4年生～6年生	8,500 円

別表 2

会員種別	金額
全会員	5,000 円

別表 3

事業種別	頻度	年間標準利用可能回数
こども運動教室 “プレスポ”	週 1 回	42 回
サッカースクール	週 1 回	42 回
算数教室	週 1 回	42 回